平成２８年（フ）第９９４号
千葉県八千代市緑が丘２―26―６、住民票上の住所千葉県八千代市勝田台３丁目39番地16
債務者　久保田　覚
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
4　破産債権の届出期間　平成28年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
千葉県いすみ市長志1072番地２
債務者　渡邉　　勇
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濟木　昭宏
4　破産債権の届出期間　平成28年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
千葉県館山市北条961番地の11
債務者　高梨　幸広
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　信正
4　破産債権の届出期間　平成28年10月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第９８０号
千葉市中央区新田町15番１―301号
債務者　平林　智春
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　淳一
4　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９２号
香川県小豆郡土庄町長浜甲2814番地
債務者　岡本　一志
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　浩之輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７６号
香川県高松市小村町38番地７
債務者　川口　修一
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　創一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７３号
神戸市須磨区千守町２丁目７番25号　ドウエルスマ305
債務者　伊藤　勝子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３号
山形県酒田市生石字柳沢169番地の１
債務者　土井　茂樹
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３０４号
名古屋市中川区八田町2304番地　パークハウス八田806号
債務者　内間真奈美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２４号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　県営葭池住宅11棟209号
債務者　金山　幸雄
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３５３号
大阪府東大阪市島之内２丁目14番11―３Ａ号、前住所大阪府東大阪市豊浦町３番29―202号
債務者　増田　紗千
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３５９号
大阪市此花区高見１丁目６番25―903号
債務者　内之倉輝明
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０１７号
大阪府吹田市長野西13番28―202号
債務者　竹内　雄飛
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１５２号
大阪市淀川区西三国１丁目６番３―508号
債務者　吉田　泰啓
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７８号
大阪市西成区山王１丁目４番10号エミネンス高橋602号
債務者　西林　美保
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４３３号
大阪府摂津市千里丘７丁目10番32―102号
債務者　荒木　裕史
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５３３号
大阪市生野区巽中２丁目22番５号　コンフォート巽　803
債務者　康谷秋花こと　金　　秋花
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部